

令和2年度 八王子市 中小企業者等 感染拡大防止対策支援補助金

新しい生活様式への対応を行う事業者の方を応援するための補助金です。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策として、三密回避、ソーシャルディスタンス確保のための取組や新しい働き方のスタイル構築のための取組を行った中小企業者の方たちを応援するために、新たに補助金をご用意しました。

補助金の 対象となる 事業 市内の 店舗・事業所に 設置するもの が対象になり ます。	新型コロナウイルス感染症対策の「業種別ガイドライン」※1等に沿った 感染拡大を防止するための環境整備に係る取組が対象となります。	
	事業区分	補助対象経費
	対面型サービス・従業員用 「密集」回避	人と人との間隔をできるだけ空けるための対策 ・ 密集を避けるための店舗改修 ・ カウンター配置の改修 ・ 座席レイアウト変更工事等
	「密閉」回避	密閉空間を避けるための対策 ・ 換気設備(換気扇、換気ダクト)設置 ・ 空気清浄機(殺菌・滅菌・不活性化の機能付き)の設置 ・ 窓(ドア)を開け、換気を行うために必要な「網戸」の設置等
従業員用 新しい働き方 のスタイル構築	密接や接触を減らすための対策 ・ 店内や事務所内の飛沫感染を防止する透明板等を設置 ・ 席と席との間に間仕切りを設置 ・ キャッシュレス対応機器導入 ・ 検温管理システムの導入 ・ 非接触型入退室管理システムの導入 ・ トイレ内等の人感センサー付き照明器具の導入 ・ サーモグラフィカメラの導入 ・ 自動消毒液噴霧器(ノータッチディスペンサー)の導入等	
補助対象 となる企業	・ 令和2年(2020年)2月以降の任意の1か月の売上高が、前年同月比で5%以上減少しており、かつ、八王子市内に本社または主たる事業所を有する従業員50名以下の中小企業者(個人事業者の場合は、事業所が本市にあり、かつ本市の市民税が課税されている方)やその他の法人。	
補助率等	補助率9/10以内 上限50万円 (補助対象事業費10万円以上)	

※1 業種別ガイドライン…各業界団体が作成した業種ごとの感染拡大予防ガイドライン

<p>申請方法</p>	<p>事業（契約、実施、支払いまで）完了後、申請書類を下記送付先まで、郵送でご提出ください。</p> <p>①交付申請書(様式あり)</p> <p>②契約日及び契約内容がわかるもの（契約書(注文書)と工事図面や製品のパンフレット等)</p> <p>③補助事業に係る金額を支払ったことがわかるもの（請求書と領収書）</p> <p>④事業実施の内容がわかるもの（A4用紙に工事結果等の写真を貼り付けたもの）</p> <p>⑤事業者が存在していることを証明するもの（会社・会社以外の法人は登記事項証明書、個人事業者は住民票）</p> <p>⑥前年同月比で売上高が5%以上減少していることを証明する書類</p> <p>⑦交付要件確認書（様式あり）</p> <p>⑧補助金の振込口座の確認できる書類（通帳、キャッシュカードのコピー等）</p> <p>※①④⑦以外は写し(コピー)を提出してください。</p>
<p>注意事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業完了後に申請していただく補助金になります。 ・ 汎用性のある電子機器のほか、衛生用品、消毒液、事務用品等の消耗品購入費、人件費等は対象になりません。 ・ 1点あたり税抜き1万円以上のものから対象になります。 ・ システム等環境整備では、初期経費が対象になります。継続してかかる費用(サービス利用料、リース料等)は対象になりません。 ・ 国が緊急事態宣言を発令した令和2年(2020年)4月7日以降に発生した経費が対象となります。 ・ 本補助金の申請は、1事業者につき1回となります。 ・ 同一の事由で交付される国、都、市、その他機関の補助金との併用はできません。 ・ 申請書及び添付書類の控え(コピー)をお取りください。後日、八王子市事業者支援事務局より申請内容の確認でご連絡する場合があります。 ・ 予算がなくなり次第、募集を終了します。
<p>受付期間</p>	<p>令和2年(2020年)10月1日(木) ～令和2年(2020年)12月28日(月)</p>

【問い合わせ先】

八王子市緊急支援金専用コールセンター

0570-200-398（午前9時～午後5時、土日祝日除く）

【提出先】 郵送にて以下の宛先へご提出ください

(切り取ってご使用ください)

〒190-0023

東京都立川市柴崎町2-12-24 MK立川南ビル3階

八王子市事業者支援事務局(株式会社JTB東京多摩支店)

感染拡大防止対策支援補助金 担当